

青森県医療審議会 部会員の指名について

- 県では、医療法施行令（昭和23年政令第326号）の規定に基づき、「青森県医療審議会運営要綱」を定め、医療審議会に4つの部会を設置している。
- **部会を構成する委員は、医療審議会長が指名する。**
- 「医療法人部会」「有床診療所部会」及び「病院医師配置標準特例部会」の決議は、これをもって審議会の決議とする。
- 「医療計画部会」については、審議会の委員のほか、専門の事項を調査審議するための専門委員を加えることができる。

<根拠法令> 医療法施行令

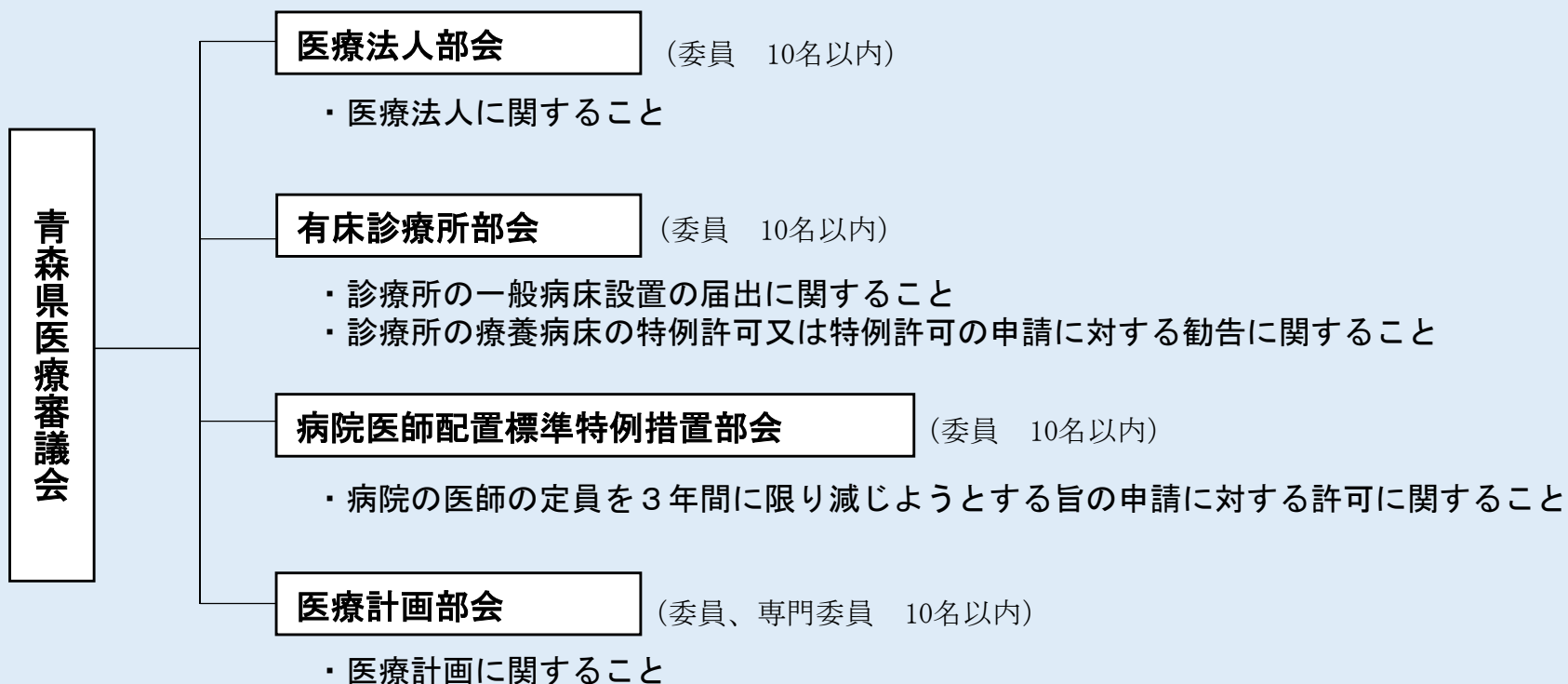
第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。



青森県医療審議会運営要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、青森県医療審議会（以下「審議会」という。）の円滑な運営を図るため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項について定める。

(部会の設置)

第2 青森県医療審議会に次の部会を設置する。

- (1) 医療法人部会
- (2) 有床診療所部会
- (3) 病院医師配置標準特例措置部会
- (4) 医療計画部会

2 前項第1号、第2号及び第3号に係る部会は、委員10人以内で組織する。

3 第1項第4号に係る部会は、委員及び医療計画に関する事項を調査審議させるために任命した専門委員を合わせて10人以内とする。

4 部会員を構成する委員（以下、「部会員」という。）は会長が指名する。

(部会の所掌事務)

第3 部会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 医療法人部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、医療法人に関すること。
- (2) 有床診療所部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、診療所の療養病床又は一般病床設置の届出に関すること及び診療所の療養病床に係る特例許可又は特例許可の申請に対する勧告に関すること。
- (3) 病院医師配置標準特例措置部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、病院の医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請に対する許可に関すること。
- (4) 医療計画部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、医療計画に関すること。

(部会の会議)

第4 部会は、審議会の会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

(持回り会議)

第5 第4第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のものは部会員個々に持回り会議とすることができる。

- (1) 医療法人部会
先例に照らし類型的な医療法人に関することで会長が認めたもの。
- (2) 有床診療所部会
診療所の病床の設置特例に関するもので会長が認めたもの。
- (3) 病院医師配置標準特例措置部会
医療法施行規則に定める医師の配置標準の特例措置が認められる病院の要件に該当することが比較的容易に判断できるもので会長が認めたもの。

(効 力)

第6 第5の規定による会議は、部会における会議とみなす。

(部会の決議)

第7 部会のうち、第2第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 会長は、前項の決議を書面により速やかに知事に通知するものとする。

(庶 務)

第8 審議会の庶務は、健康医療福祉部医療薬務課において処理する。

2 医療法人部会、有床診療所部会、病院医師配置標準特例措置部会及び医療計画部会の庶務は、健康医療福祉部医療薬務課において処理する。

(附 則)

この要綱は、昭和62年1月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成5年9月28日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成10年8月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。ただし、第8第1項の規定は平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。